

議案第7号

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更について

平成30年12月21日議決を経た「議案第88号 指定管理者の指定について」のうち、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

変更後	変更前
八幡浜市駅前駐車場	八幡浜市駅前駐車場
八幡浜市中央駐車場	八幡浜市中央駐車場
八幡浜市北浜立体駐車場	八幡浜市北浜立体駐車場
八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市新町角駐車場
八幡浜市千代田町ちゃんぽん駐車場	八幡浜市千代田町ちゃんぽん駐車場
八幡浜市新町西駐車場	

提案理由

新設する八幡浜市新町西駐車場の設置の目的を効果的に達成することができるように、指定管理者に管理を行わせるため。

